

とちぎ福祉プラザの指定管理者候補者の選定結果について

令和6（2024）年1月29日  
栃木県保健福祉部保健福祉課

県は、とちぎ福祉プラザの指定管理者候補者を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。今後、令和6（2024）年2月に開議予定の栃木県議会の議決を得て、指定管理者として指定する予定です。

記

1 指定管理者候補者

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 会長 関根 房三

2 指定の期間

令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで

3 選定の理由

とちぎ福祉プラザ指定管理者選考委員会における選考の結果、応募者が1団体かつ、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の評点は最低基準点以上であったことから、指定管理者候補者として選定した。

| 評価体系              | 配点  | 総合点 | 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の評点 |
|-------------------|-----|-----|---------------------|
| 1 基本的事項           | 35  | 175 | 145                 |
| 2 事業者評価           | 20  | 100 | 90                  |
| 3 アイデア等評価         | 15  | 75  | 58                  |
| 4 価格等評価           | 20  | 100 | 95                  |
| 5 施設の特성에<br>応じた評価 | 10  | 50  | 40                  |
| 合計                | 100 | 500 | 428                 |

※最低基準点：総得点から、提案価格評価点を除いた点数の100分の60

[選考委員会での主な意見]

- ・社会福祉協議会という役割を十分に発揮しており、過去の実績や団体の組織体制から安定した管理運営が可能であると認められる。
- ・入居団体を含めた県内の福祉関係団体とのネットワークや、福祉に関する相当の知識を有しており、施設利用者に対して今後も良質なサービスの提供が可能であると認められる。
- ・社会情勢やニーズが変化する中で、更なる稼働率向上や当該施設に対する県民の理解を深めていくため、多様性を踏まえた丁寧なコミュニケーション等、新たな視点による施設運営など、一層の取組を期待する。

#### 4 応募の状況 1 団体

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

#### 5 選定手続の経過等

##### (1) 経過

- ・公募要領配布開始日 令和 5 (2023) 年10月31日
- ・現地説明会開催日 令和 5 (2023) 年11月16日 (参加 1 団体)
- ・質問受付期間 令和 5 (2023) 年10月31日～11月21日
- ・質問に対する回答日 令和 5 (2023) 年11月29日
- ・申請締切日 令和 5 (2023) 年12月28日 (応募 1 団体)
- ・選考委員会プレゼンテーション実施日  
令和 6 (2024) 年 1 月19日

##### (2) 指定管理者選考委員会委員

- ・委員長 小野 篤司 (宇都宮短期大学人間福祉学科 准教授)
- ・委員 石井 大一郎 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授)
- ・委員 佐藤 由紀 (公認会計士・税理士)
- ・委員 齋藤 成宏 (栃木県保健福祉部保健福祉課)
- ・委員 南雲 紀子 (栃木県保健福祉部保健福祉課)